千葉県こども病院

院内感染対策に関する取り組み

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

- 医療行為を介した患者-職員間、患者-患者間の感染症の伝播リスクを最小化するため、全ての患者への標準予防策、症候や病原体に応じた感染経路別予防策を実施し、感染拡大に備えます。
- 感染管理に関わる組織を構築し、院内感染対策の審議・実践、院内感染への対応、感染対策システムの整備、教育を行い、組織全体での感染対策の遵守、レベルの向上を目指します。
- 各部門には、感染対策の担当者を配置し、こども達が安心して医療を受けられるよう、感染管理室と協同し、感染防止対策を推進しています。また、新興感染症等発生時の円滑な対応を目指すために、県内の医療機関や社会福祉施設からの感染防止対策に関わる相談の体制*も有しています。

* 感染防止対策に関わる相談の連絡先 cch_ict（アットマーク mz.pref.chiba.lg.jp（アットマーク）を@に変更して送信してください。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、上記の電子メールアドレスへの広告宣伝メールの送信を拒否いたします。

2. 組織及び体制

院内感染防止対策を推進するために以下の組織を設置しています

病院内における感染管理者は専従の感染管理担当看護師が担いますが、感染管理室構成メンバーがその補佐を行います。感染管理者が不在の際は、感染管理室長がその役割を担います。

- 感染管理室

院内で一定の権限と責任のもと、組織横断的に活動しています。感染対策チーム、抗菌薬適正使用支援チームの活動を統括するとともに、病院管理部門や事務局と連携し、院内環境の整備に努めております

構成メンバー

感染管理室長（診療部長）

感染管理室看護師長

感染症科医師（ICD、感染症専門医）

感染管理認定看護師（2 名；1 名専従配置）

事務員

活動内容

１サーベイランス

２ラウンド

３感染防止マニュアルの整備

４院内感染対策の立案・教育/啓発・評価

５アウトブレイク対策

６コンサルテーション

７抗菌薬適正使用

８ファシリティマネジメント

９職業感染防止対策

10 新興・再興感染症対策

●感染対策委員会

感染対策に関する組織全体の課題を把握し、改善策を講じるための意思決定組織として、各職種の責任者により構成する会議を月 1 回または必要時に開催しています。院内感染防止対策活動の中枢的役割を担っています

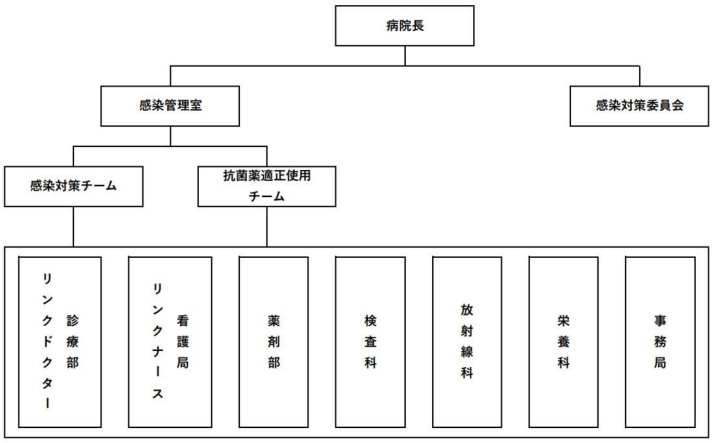
●感染対策チーム（ICT）

医師、看護師、検査技師、薬剤師により構成される感染対策チームを設置しています。週 1 回、病棟や外来を巡回し、問題点の把握、指導を行っています

●抗菌薬適正使用支援チーム（AST）

医師、薬剤師、看護師、検査技師により構成される抗菌薬適正使用支援チームを設置しています。届け出抗菌薬使用患者や感染症治療介入患者の情報を把握、評価し、適正使用にむけた助言を行っています

感染管理に関わる組織図



3. 職員研修
 全職員を対象とし、感染対策や抗菌薬適正使用の基本的な考え方・具体的な方策・最新の知識について周知・徹底を図るため、年 2 回の研修を開催しています
4. 院内感染発生状況の報告院内感染の発生状況は、感染対策委員会で把握するとともに、院内で流行性疾患が発生した場合は、速やかに状況確認を行い、対策を講じます
5. 院内感染発生時の対応薬剤多剤耐性菌や特定のウイルス感染症については、継続したサーベイランスを行い、流行状況の把握に努めます。また、アウトブレイクが疑われる場合は、速やかに対策を講じ、早期収束を図ります
6. 院内感染防止マニュアル感染対策委員会は、感染防止マニュアルを策定し、定期的に改定をしています。病院職員は、様々な感染症の対応をするために院内感染防止マニュアルに基づいた対応をしています
7. 抗菌薬適正使用のための方策抗菌薬の中で、抗 MRSA 薬やカルバペネム系抗菌薬等、5 系統を届け出抗菌薬と定め、届け出制による管理をしています。AST および病棟薬剤師は、抗菌薬適正使用支援を行っています。院内検出微生物のアンチバイオグラムを作成し（年 1 回)、電子カルテ内でいつでも閲覧できるようにしています。AST ラウンドや介入している患者さんの回診を行っています
8. 他の医療機関との連携体制地域医療機関や他の小児医療機関との間で相互ラウンドを行い、定期的に感染対策や環境整備の見直しを図ります。また、千葉県病院局医療安全対策会議感染管理部会を通して、県立病院における感染管理に貢献します。院内感染の発生時には、当院のアウトブレイク対策マニュアルに準じ、病院局や保健所との連携のもと対策を進めます。アウトブレイク制御のため、必要時には千葉県院内感染

対策地域支援ネットワークや日本小児総合医療施設協議会小児感染管理ネットワークに相談し、早期収束を図ります。

9. 患者さん・ご家族の方への情報提供感染症の流行が発生した場合は、掲示物等で情報提供を行います。入館時のマスク着用や患者さんに触れる前後の手指衛生等の感染対策について、皆様のご理解・ご協力をお願い致します。
この取り組み事項は、病院ホームページに公開するほか、外来ホールに掲示するなど、だれもが閲覧可能となっております

千葉県こども病院 感染対策委員

令和 8 年 10 月改定